

国立大学法人和歌山大学における研究インテグリティの確保に関する規程

制 定 令和 7 年 3 月 2 8 日

法人和歌山大学規程 第 2 8 3 5 号

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）における研究インテグリティを確保するために必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 研究インテグリティ 研究活動の国際化、オープン化に伴うリスクに対する研究の健全性・公正性をいう。
- (2) 研究者 教員、学生等本学において研究活動を行う全ての者をいう。

(学長の責務)

第 3 条 学長は、本学における研究インテグリティを確保するための体制を整備するものとする。

(研究者の責務)

第 4 条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について本学等の開示を行うものとする。

(研究インテグリティ・マネジメント統括責任者)

第 5 条 研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する業務を統括させるため、研究インテグリティ・マネジメント統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置く。

2 統括責任者は、研究担当の理事をもって充てる。

(研究インテグリティ・マネジメント委員会)

第 6 条 研究インテグリティの確保に係る重要事項を審議するため、研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研究インテグリティの確保に係る規程等の制定及び改廃の審議に関する事項
- (2) 研究インテグリティの確保に係る要請等に関する事項
- (3) 研究インテグリティの確保に係るマネジメントのための調査に関する事項
- (4) 研究インテグリティの確保に係る教育研修に関する事項
- (5) その他研究インテグリティの確保に係るマネジメントに関する重要事項

3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 統括責任者
- (2) 総務担当理事
- (3) その他の理事
- (4) その他委員会が必要と認めた者 若干名

(委員長及び副委員長)

第 7 条 委員会に委員長を置き、前条第 3 項第 1 号の委員をもって充てる。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 委員会に副委員長を置き、前条第 3 項第 2 号の委員をもって充てる。

研究インテグリティの確保に関する規程

4 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(研究インテグリティ・マネジメント専門委員会)

第8条 委員会は、必要に応じ研究インテグリティ・マネジメントに関する専門的な事項を調査審議させるため、研究インテグリティ・マネジメント専門委員会を置くことができる。

(相談窓口)

第9条 研究インテグリティの確保に関する相談等に対応させるため、相談窓口を置く。

2 前項の相談窓口に担当者を置き、研究・社会連携課及び人事労務課の職員をもって充てる。

(事務)

第10条 委員会、専門委員会及び相談窓口の事務は、関係部署の協力を得て、研究・社会連携課において処理する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。